

第346回定例県議会報告

令和2年度
奈良県障害者計画に基づく
手話の普及等に必要施策の
実施状況報告書

奈良県

(令和3年6月18日報告)

目 次

I. 趣旨	1
II. 奈良県障害者計画の概要	1
III. 施策の実施状況	3
IV. 参考	12

I. 趣旨

奈良県手話言語条例（平成29年4月1日施行、以下「条例」）第9条第4項の規定により、令和2年度における奈良県障害者計画に基づく手話の普及等に必要な施策の実施状況を報告する。

II. 奈良県障害者計画の概要

1 奈良県障害者計画（以下「計画」）の目標

「障害のある人一人ひとりの思いを実現できる奈良県」を目指し、

- 障害のある人が必要に応じて支援を受けつつ、自分の生き方を自分で決め、その生き方が尊重される社会
- 障害のある人が地域の一員として生涯安心して暮らせる社会の実現に取り組む

2 施策推進の基本的な考え方

- 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる支援
- ライフステージを通じた切れ目のない支援
- 社会参加の促進による自己実現のための支援

3 計画の期間と位置づけ

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
障害者計画	奈良県障害者計画					奈良県障害者計画					奈良県障害者計画				
障害福祉計画	第2期		第3期			第4期相当		第5期相当			第5期相当	第6期相当		第7期相当	
障害児福祉計画	/					/					第1期相当	第2期相当		第3期相当	

4 手話の普及等に向けた取組

奈良県手話言語条例に基づき、手話の普及及び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向け、手話講習会の開催などによる手話を学ぶ機会の確保、手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成などに取り組む。

5 数値目標

- 「手話通訳者数」について、年間3人程度の登録を目指す。
 - ・ 令和2年度新規登録者：10人
 - ※平成25年度末登録者：137人
 - 令和2年度末登録者：140人
 - (令和2年度末目標：143人)

- 「あいサポーター養成人数」について、3年ごとに10,200人の受講を目指す。
 - ・ 平成30年度～令和2年度（3年間）：4,943人受講
 - ※平成25年度末受講人数：2,951人
 - 令和2年度末受講人数：24,461人
 - (令和2年度末目標：28,500人)

Ⅲ. 施策の実施状況

1 手話の普及及び県民理解の促進



(1) まほろば「あいサポート運動」の推進（障害福祉課）

「あいサポート運動」とは、多様な障害の特性や障害のある方が困っていること、必要な配慮などを理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民とともにつくる運動で、平成21年11月に鳥取県でスタートしており、奈良県では平成25年8月からまほろば「あいサポート運動」として推進。

まほろば「あいサポート運動」の趣旨や障害の特性、障害のある方への必要な配慮等の理解を促進するための「あいサポーター研修」の中で平成30年度に作成した、奈良県版障害理解促進DVD（うち1枚は『奈良県手話言語DVD』）を活用し、挨拶等の手話講座を実施。

まほろば「あいサポート運動」と連携した周知啓発イベントやTwitterを利用した障害理解促進メッセージの発信を実施。

○あいサポーター研修受講者数（令和2年度）：524人

※新型コロナウイルス感染症の影響により、研修申込・実施が大幅に減少（令和元年度研修受講者数：2,200人）

○研修内容（90分）

- ・まほろば「あいサポート運動」の趣旨説明
- ・障害の特性や障害のある方への必要な配慮等に関するDVD視聴
- ・簡単な手話講座

○**新** まほろば「あいサポート運動」周知啓発イベントの実施

- ・内 容：①周知啓発のためのパネル展示
②体験型イベントにおける手話講座
- ・実 施 日：① i) 令和2年7月18日～19日
ii) 令和3年1月23日～24日
②令和2年11月28日～29日
- ・会 場：① i) イオンモール橿原
ii) イオンモール高の原
②イオンモール大和郡山

○パネル展示



○体験型イベント



○Twitterを利用した障害理解促進メッセージの発信

- ・内 容：奈良県公式Twitter「せんとくんのつぶやき」に聴覚障害への理解についてのメッセージを投稿
- ・実 施 日：令和2年6月2日

〈まほろば「あいサポート運動」のイメージ〉

あいサポーター

多様な障害の特性、困っていること、必要な配慮などを理解し、障害のある方にちょっとした手助けをする意欲がある方であれば誰でも可

あいサポーター研修の実施

地域や学校、職域などの研修において、「あいサポーター研修」を実施

あいサポートメッセンジャー

「あいサポーター研修」講師

「あいサポート企業・団体」 認定制度

従業員等を対象とした「あいサポーター研修」等に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定

(2) 奈良県聴覚障害者支援センターにおける活動
(指定管理者：一般社団法人奈良県聴覚障害者協会)

- 場 所：奈良県橿原市大久保町320番地11
(奈良県社会福祉総合センター内)
- 設置目的：聴覚障害者の自立及び社会参加を支援するため
- 活動内容：
 - ①聴覚障害者への情報発信の拠点
 - ・インターネットなどを活用した聴覚障害者への必要な生活情報の発信（災害時などの情報発信含む）
 - ・手話通訳と字幕入りビデオ・DVDの製作及び貸出
 - ・聴覚障害者への情報提供機器の貸し出し（磁気テープ、OHC・OHP機器等）
 - ②聴覚障害者のコミュニケーション支援の拠点
 - ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員養成のための研修を実施
 - ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣調整
 - ③聴覚障害者の総合的な相談・支援の拠点
 - ・相談員を設置し、生活相談を実施
 - ・聴覚障害者への生活訓練の実施
 - ④聴覚障害者とボランティアや県民の交流及び情報交換の場の設置
 - ・聴覚障害者同士が集まり情報交換・交流する場の設置
 - ・聴覚障害者とボランティア・県民が集まり交流する機会の設定

2 手話を利用しやすい環境整備

(1) 手話を学ぶ機会の確保

(ア) 県民向け手話講習会（奈良県聴覚障害者支援センター）

① 県民向け手話講習会

- ・内 容：聴覚障害のある人への対応を学ぶ
簡単な手話（挨拶、自己紹介）を学ぶ
- ・実 施 日：令和3年3月27日
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：12人

② 手話で絵本の読み聞かせ

- ・実 施 日：令和2年8月10日
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：20人

③ 子ども向けクイズ形式による手話教室

- ・実 施 日：令和3年2月27日
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：13人

(イ) 専門職向け手話講習会の実施（障害福祉課）

- 内 容：聴覚障害のある人への対応を学ぶ
簡単な手話（挨拶、自己紹介）を学ぶ
職務上必要な手話を学ぶ（職種別）

・消防職員向け

- ・実 施 日：令和2年12月17日、18日（奈良市消防局）、
令和3年3月6日（奈良県広域消防本部）
3回を予定していたが、新型コロナウイルス感染
拡大防止のため、3月6日は中止
- ・受講者数：計16名

※警察職員向けの手話講習会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

○協 力：一般社団法人奈良県聴覚障害者協会

(ウ) 中途失聴・難聴者手話講習会の実施（障害福祉課）

○実 施 日：令和3年1月15日から令和3年3月18日（全10回）

○会 場：奈良県社会福祉総合センター

○受講者数：8人（定員10人）

○内 容：簡単な手話（挨拶、自己紹介）を学ぶ
日常会話を学ぶ

○協 力：一般社団法人奈良県聴覚障害者協会
奈良県中途失聴・難聴者協会

(エ) 手話ハンドブック〔平成29年度作成〕の配付（障害福祉課）

○目 的：手話及び聴覚障害のある人に対する理解を深める

○内 容：簡単な手話及び聴覚障害のある人への対応を学ぶ

○配 付 先：研修会等を通して配付
・障害福祉課ホームページにおいてもダウンロード可能
・あいさポーター研修、県新規採用職員等へ配付

○協力団体：一般社団法人奈良県聴覚障害者協会
奈良県立ろう学校

(2) 手話を用いた情報発信

(ア) 手話通訳者の派遣等

①知事記者会見等において手話通訳者を配置し、動画を配信

・実 績：計72人の手話通訳者を配置、36回

②手話通訳者の派遣

・内 容 :

- (i) 県主催のイベントや会議等に手話通訳者を派遣し、聴覚障害のある人に対する情報保障を図る（障害福祉課）
- (ii) 県立学校における三者懇談や家庭訪問等において、手話通訳者を派遣することにより聴覚障害のある保護者と県立学校教職員の円滑なコミュニケーションを図る（人権・地域教育課）
- (iii) 県内市町村や関係団体等からの依頼を受け、手話通訳者を派遣（奈良県聴覚障害者支援センター）

・実 績 : 5 1 3 件、計 7 5 7 人の手話通訳者を派遣

③(イ) 遠隔手話サービスの導入（障害福祉課）

○内 容 : 新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、帰国者・接触者外来を設置している医療機関を受診する場合に、遠隔手話サービスを実施

○実 績 : 医療機関に 1 1 台タブレット配置、利用実績 1 件

(3) 手話通訳者等の確保、養成等

(ア) 手話通訳者の手話通訳技術の向上（奈良県聴覚障害者支援センター）

○登録手話通訳者研修会

- ・対 象 者 : 奈良県に手話通訳者として登録されている者
- ・会 場 : 奈良県社会福祉総合センター
- ・実施日等 : ①令和 2 年 4 月 8 日を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- ②令和 2 年 7 月 2 6 日
 - ・参加者数 : 1 1 4 人
 - ・内容 : 奈良県聴覚障害者支援センター実績報告等
- ③令和 2 年 1 0 月 2 5 日
 - (i) 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0
 - (ii) 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0

- ・参加者数：(i) 44人
(ii) 39人
- ・内容：災害時のタイムライン研修

④令和3年2月7日

- (i) 10:00～12:30
- (ii) 13:30～16:00

- ・参加者数：(i) 37人
(ii) 35人
- ・内容：通訳現場の振り返り

(イ) 手話通訳者の養成（奈良県聴覚障害者支援センター）

○手話通訳者養成講座の実施

- ・対象者：手話奉仕員養成講座を修了した者又は手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者
※手話奉仕員養成講座は各市町村で実施
- ・実施日：①土曜コース
平成30年12月22日から令和2年11月28日のうち全44日間
②月曜コース
令和3年2月1日から令和4年6月27日のうち全44日間
- ・会場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：①16人 ②16人

○手話通訳者養成パワーアップ講座の実施

- ・対象者：手話通訳者の全国統一試験を受験する者
- ・実施日：令和2年7月11日から11月28日のうち全6日間
- ・会場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：6人

○手話通訳者養成ステップアップ講座の実施

- ・対象者：手話通訳者養成講座の受講を目指す者
- ・実施日：令和2年8月24日から11月9日のうち全11日間
- ・会場：奈良県聴覚障害者支援センター

- ・受講者数：19人

○手話通訳者養成講座担当講師講習会の実施

- ・対象者：手話通訳者養成講座の担当講師又は講師を希望する者
- ・実施日：令和3年2月6日
- ・受講者数：17人

○手話奉仕員養成講座担当講師講習会の実施

- ・対象者：手話奉仕員養成講座の担当講師又は講師を希望する者
- ・実施日：令和3年3月19日
- ・受講者数：19人

(4) 学校における手話の普及

(ア) 聴覚障害のある児童の保護者に対する手話学習会の実施
(奈良県立ろう学校)

- ・会場：奈良県立ろう学校

① 0～2歳児の保護者向け

- ・実施日：令和2年7月～令和3年3月
年齢別グループ活動時に実施（各5～10分程度）
- ・回数：0歳児保護者向け 年10回
1歳児保護者向け 年10回
2歳児保護者向け 年20回
- ・受講者数：計20人
- ・講師：早期教育部の教員
- ・内容：日常生活にかかわる手話表現、指文字、自己紹介 他

② 3～5歳児の保護者向け

- ・実施日：令和2年6月・令和3年2月の2回実施
- ・受講者数：12人
- ・講師：校内のろう教員
- ・内容：自己紹介、日常生活にかかわる手話表現、
絵本の紹介や読み聞かせ 他

③ 0～5歳児の保護者向け

- ・実施日：令和2年10月～令和3年2月 全10回
- ・受講者数：16人

- ・ 講 師：関西学院大学手話言語研究センター
研究特別任期制助教 前川 和美 氏
- ・ 内 容：日本手話体験講座

IV. 参考

1 数値データ

(1) 奈良県における「手話通訳者数」

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
134人	141人	145人	137人	136人	140人

(2) 奈良県における「あいさポーター養成人数」(累計)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
11,634人	16,248人	19,518人	21,737人	23,937人	24,461人

(3) 奈良県立ろう学校における在籍児童生徒数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
幼稚部	23人	28人	23人	20人	12人	12人
小学部	54人	50人	46人	40人	38人	36人
中学部	23人	24人	28人	33人	33人	26人
高等部	22人	16人	19人	17人	22人	26人
計	122人	118人	116人	110人	105人	100人

※出典：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(4) 手話言語条例制定道府県（令和3年4月1日現在）

※情報・コミュニケーション条例の内容を含む

	府県名	施行日		府県名	施行日
1	鳥取県	平成25年10月11日	17	静岡県	平成30年 3月28日
2	神奈川県	平成27年 4月 1日	18	石川県	平成30年 4月 1日
3	群馬県	平成27年 4月 1日	19	福井県	平成30年 4月 1日
4	長野県	平成28年 3月22日	20	北海道	平成30年 4月 1日
5	埼玉県	平成28年 4月 1日	21	岐阜県※	平成30年 4月 1日
6	沖縄県	平成28年 4月 1日	22	富山県	平成30年 4月 1日
7	千葉県※	平成28年 6月28日	23	佐賀県	平成30年 9月26日
8	愛知県※	平成28年10月18日	24	茨城県	平成30年10月 2日
9	山形県	平成29年 3月21日	25	福島県	平成31年 4月 1日
10	大阪府	平成29年 3月29日	26	宮崎県※	平成31年 4月 1日
11	三重県	平成29年 4月 1日	27	山口県	令和元年10月 8日
12	秋田県※	平成29年 4月 1日	28	鹿児島県	令和 2年 4月 1日
13	奈良県	平成29年 4月 1日	29	青森県	令和 2年 7月 6日
14	和歌山県	平成29年12月26日	30	大分県	令和 3年 3月12日
15	新潟県	平成29年12月26日	31	宮城県	令和 3年 4月 1日
16	京都府	平成30年 3月12日			

(5) 手話言語条例制定県内市町村（令和3年4月1日現在）

※情報・コミュニケーション条例の内容を含む

	市町名	施行日		市町名	施行日
1	大和郡山市	平成27年 4月 1日	9	御所市	令和 2年 4月 1日
2	天理市	平成29年 4月 1日	10	宇陀市	令和 2年 4月 1日
3	桜井市	平成30年 4月 1日	11	生駒市※	令和 2年 4月 1日
4	橿原市	平成30年 4月 1日	12	香芝市※	令和 2年 4月 1日
5	五條市	平成31年 4月 1日	13	斑鳩町	令和 2年 4月 1日
6	大和高田市	平成31年 4月 1日	14	王寺町	令和 2年 9月17日
7	広陵町	平成31年 4月 1日	15	河合町	令和 2年10月 1日
8	奈良市	平成31年 4月 1日			

2 奈良県障害者施策推進協議会手話言語施策推進部会

手話の普及等に必要な施策について奈良県障害者計画に定めるため、奈良県障害者施策推進協議会条例（平成29年3月奈良県条例第46号）第4条の規定に基づき、奈良県障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」）に手話言語施策推進部会（以下「部会」）を設置。

〈参考〉奈良県障害者施策推進協議会条例 ※抜粋
(部会)

第4条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

〈参考〉奈良県手話言語条例 ※抜粋
(計画の策定及び推進)

第9条 県は、障害者基本法第11条第2項の規定による奈良県障害者計画において、手話の普及等に必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、奈良県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第一項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

4 知事は、毎年度、前項の実施状況を議会に報告するものとする。

○ 部会の役割

部会は、奈良県障害者施策推進協議会手話言語施策推進部会運営要領第2条の規定により、手話の普及等に必要な施策について検討を行う。

〈参考〉奈良県障害者施策推進協議会手話言語施策推進部会運営要領
(所掌事務)

第2条 部会は、奈良県手話言語条例（平成28年3月28日奈良県条例第57号）第9条の規定に基づき、手話の普及等に必要な施策について検討する。

○ 部会の開催

- ・日 時：令和2年10月1日（木） 9：30～11：00
- ・場 所：奈良県文化会館 集会室B
- ・内 容：奈良県手話言語条例に係る施策の推進について 他

3 奈良県障害者計画（令和2年度～令和6年度）の施策体系

(i) 理解

1. 障害のある人への理解の促進
 - (1) 障害理解の促進
 - (2) 行政機関における配慮
2. 差別の解消及び権利擁護の推進
 - (1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進
 - (2) 権利擁護の推進

(ii) 相談

1. 日常生活全般の相談
 - (1) 相談支援ネットワークの構築
2. 障害特性等に応じた相談
 - (1) 相談機能の充実
3. 障害福祉サービスの利用に関する相談
 - (1) サービス等利用計画の質の向上

(iii) 生活支援

1. 障害福祉サービスの充実
 - (1) 在宅サービス等の充実
 - (2) 福祉人材等の確保・育成
2. ネットワークの強化
 - (1) 支援ネットワークの形成

(iv) 生活環境

1. 住まいの確保
 - (1) グループホームの充実等による住まいの確保
 - (2) 施設入所を必要とする人への支援
2. バリアフリーの推進
 - (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
3. 防犯対策の推進及び推進及び消費者被害の防止
 - (1) 防犯対策の推進
 - (2) 消費者被害の防止
4. 災害時における支援の充実
 - (1) 災害時における支援の充実

(v) 保健・医療

1. 保健・医療の充実
 - (1) 医療と福祉の連携の強化
 - (2) 精神障害のある人への支援
 - (3) 重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人への支援
 - (4) 難病患者への支援
 - (5) 認知症の人への支援
2. 療育の推進
 - (1) 早期発見
 - (2) 地域療育体制の充実

(vi) 教育

1. 特別支援教育の充実
 - (1) インクルーシブ教育の充実
 - (2) 進路指導の充実

(vii) 就労

1. 雇用の促進

- (1) 職場実習の促進 (2) 障害者雇用の促進

2. 就労の継続

- (1) 総合的な就労支援

3. 福祉的就労への支援

- (1) 福祉的就労の場の確保 (2) 優先調達の推進と工賃の向上

(viii) 社会参加

1. 情報アクセシビリティの推進

- (1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報保障の充実

2. スポーツ・文化芸術活動等の充実

- (1) スポーツ活動の充実 (2) 文化芸術活動等の充実

4 奈良県障害者計画（令和2年度～令和6年度）〈抜粋〉

※下線は「手話の普及等」に関する部分

(i) 理解

1. 障害のある人への理解の促進

《現状と課題》

- 障害のある人の自立や社会参加を進めていくためには、周囲の人々の理解が欠かせません。障害は誰にでも生じる可能性があること、障害は多種多様で同じ障害でも一律でないこと、外見では分からない障害のために理解されず苦しんでいる人がいること、周囲の配慮があれば活躍できる機会がたくさんあること等について理解を深める必要があります。
平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行され、県では同日に、全ての県民が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行しました。
- 県では、県民一人ひとりに障害に対する理解を深めてもらうことを目的に、まほろばあいサポート運動を推進しています。しかしながら、「奈良県障害者計画改定に向けたアンケート（平成31年4月～令和元年6月実施）」では、障害のある人や障害に対する理解が進んでいない等のご意見が寄せられています。今後も市町村や障害者団体等と連携しながら、より多くの方が参加でき、実践に結びつけることができるよう、より一層まほろばあいサポート運動を推進していく必要があります。
- 手話が言語であるという認識に基づき、全ての県民が手話への理解を深めると

ともに、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の人がお互いを理解し、尊重し合うことができる社会の実現を図るため、平成29年3月に「奈良県手話言語条例」を制定しました。県民に対して手話が言語であることの周知及び手話の普及、手話を利用しやすい環境整備をさらに推進する必要があります。

- 選挙や最高裁判所裁判官国民審査において、誰もが円滑に投票できるよう、個々の障害特性を踏まえた投票所等の環境づくりや選挙に関する情報提供の充実に一層配慮する必要があります。

取 組

【取組の方向】

様々な障害の特性や障害のある人の困っていることを理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会を築く運動を進めます。

(1) 障害理解の促進

① 県民参加型啓発運動の推進〔障害福祉課長〕

多様な障害特性や障害のある人への配慮の方法等について、県民理解を促進するまほろばあいサポート運動を推進します。県民や企業・団体等を対象に、障害理解を深めるための研修を幅広く実施し、様々な障害の特性や、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対するちょっとした手助けを実践していく「あいサポーター」を養成します。併せて、本運動に積極的に取り組む「あいサポート企業・団体」の認定企業・団体数を増やしていきます。

平成31年3月に作成した「奈良県障害理解促進DVD」やその他の啓発用パンフレット等を活用しながら、広く県民や企業等に対して様々な障害特性や、必要な配慮などを周知します。

参加型・体験型の講座・イベントを開催し、より多くの県民に障害等について「知る」機会を作り、障害を理解し、手助けをできる人を増やします。

さらに、平成28年10月に導入したヘルプマークや令和元年6月に導入したヘルプカードの普及啓発により、障害のある人に対する配慮等を促し、障害のある人が支援を求めやすい環境づくりを進めます。

② 手話の普及等〔障害福祉課長〕

「奈良県手話言語条例」に基づき、手話は言語であるという認識のもと、手話の普及及び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向け、手話を学ぶ機会の確保や手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成等に取り組めます。

行政職員や、ろう者が生活する上で関わる医療関係職員、福祉関係職員、消防職員等が聴覚障害のある人への理解を深め、適切な配慮ができるよう手話講習会を開催するとともに、内容の充実を図ります。

中途失聴者や難聴者その他の手話を必要とする人が手話を学ぶことができるよう手話講習会を開催するとともに、内容の充実を図ります。

聴覚障害のある乳幼児がその保護者又は家族と共に手話を獲得することができる環境整備に取り組みます。

また、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、まほろばあいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を進めます。

(2) 行政機関における配慮

① 行政機関における合理的配慮の推進

[障害福祉課長、人事課長、教育委員会企画管理室長、警察本部]

行政機関の職員等が、障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、合理的配慮に関する考え方や具体的な事例等を整理したガイドラインを活用し、実践するよう進めます。

また、県においては、ガイドラインに加え、職員が事務事業を行うにあたり、障害のある人に適切に対応するための事項を定めた「職員対応要領」も活用し、様々な障害の特性やそれぞれに必要な配慮を理解するための職員研修を実施する等、障害のある人に必要かつ合理的な配慮を行います。

② 選挙における配慮 [市町村振興課長]

段差の解消や分かりやすい案内表示の設置等、投票所の施設や設備のバリアフリー化を、市町村選挙管理委員会と協力して推進します。

代理投票（代筆）制度の適正な運用を推進し、心身の状態その他の理由により自ら投票用紙に記載することができない人の投票を支援します。

点字・音声・インターネットを通じた選挙等に関する情報提供の充実に努めるとともに、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会を確保するため、病院等で行う不在者投票や自宅で投票を行うことのできる郵便等投票制度の周知にも取り組みます。